関係告示

第43回社会保険労務士試験の実施について

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第10条第１項及び第10条の２第１項の規定に基づき、第43回社会保険労務士試験を次のように実施する。

平成23年４月８日

厚生労働大臣　細川　律夫

１　試験地　北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、熊本県及び沖縄県

２　試験日　平成23年８月28日（日）

３　試験科目

選択式試験　８問

労働基準法及び労働安全衛生法　１問

労働者災害補償保険法　１問

雇用保険法　１問

健康保険法　１問

厚生年金保険法　１問

国民年金法　１問

労務管理その他の労働に関する一般常識　１問

社会保険に関する一般常識　１問

択一式試験　70問

労働基準法及び労働安全衛生法　10問

労働者災害補償保険法　７問

雇用保険法　７問

労働保険の保険料の徴収等に関する法律　６問

健康保険法　10問

厚生年金保険法　10問

国民年金法　10問

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識　10問

４　法令等の適用日　解答に当たり適用すべき法令等は、平成23年４月８日（金）現在施行のものとする。

５　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者

⑵　旧高等学校令（大正７年勅令第389号）による高等学校高等科、旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学予科又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業し、又は修了した者

⑶　司法試験予備試験又は高等試験予備試験に合格した者

⑷　国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び特定独立行政法人、特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して３年以上になる者

⑸　行政書士となる資格を有する者

⑹　社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士若しくは弁護士法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して３年以上になる者

⑺　労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事した期間が通算して３年以上になる者又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含む。）（労働組合を除く。⑻において「法人等」という。）の役員として労務を担当した期間が通算して３年以上になる者

⑻　労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する事務のうち、特別な判断を要しない単純な事務以外の事務に従事した期間が通算して３年以上になる者

⑼　厚生労働大臣が前記⑴から⑻までに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

６　受験手続

⑴　受験申込書、受験案内等（以下「受験申込書等」という。）の交付

ア　交付場所　全国社会保険労務士会連合会試験センター（〒103―8347　東京都中央区日本橋本石町３―２―12　社会保険労務士会館５階　電話03―6225―4880）（以下「試験センター」という。）及び各都道府県社会保険労務士会

イ　交付期間及び交付時間　平成23年４月８日（金）から５月31日（火）まで（試験センターにおいては、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前９時30分から午後５時30分まで。各都道府県社会保険労務士会においては、営業日・時間が各会ごとに異なるため、あらかじめ営業時間等を確認の上来所すること。（全国社会保険労務士会連合会ホームページ http://www.shakaihokenroumushi.jp））

ただし、郵便で受験申込書等を請求する場合は、試験センターに請求することとし、封筒の表面に「受験案内請求」と朱書の上、返信用封筒（角形２号）を同封して１人１部ずつ請求すること。

なお、返信用封筒には、郵便番号・住所・氏名を明記し、140円（速達の場合は410円）分の切手を貼ること。

⑵　受験申込み　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、次に掲げる書類等を添えて、受験申込先に提出すること。

ア　受験資格を有することを明らかにすることができる書類

イ　写真

ウ　下記⑶の受験手数料の納付を証明する書類

なお、試験科目の一部について試験の免除を受けようとするときは、併せて社会保険労務士試験の試験科目の免除申請書に所要事項を記入し、提出すること。

また、この申請書には、社会保険労務士法別表第２の下欄に掲げる者に該当することを明らかにすることができる書面を添えなければならない（既に免除の決定を受けた試験科目のみの申請の場合を除く。）。

⑶　受験手数料　受験手数料は、試験センターが指定する方法により9,000円を払い込むことにより納付すること。

⑷　受験申込先　試験センター

⑸　申込受付期間及び申込受付時間　平成23年４月11日（月）から５月31日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時30分から午後５時30分まで。）

なお、郵送による申込みは簡易書留郵便により送付すること。この場合、平成23年５月31日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

⑹　受験地変更の取扱い　受験申込書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、平成23年７月１日（金）午後５時30分までに試験センターへ文書で申請すること。

７　受験票の送付　受験票は、受付期間経過後、試験センターから直接受験申込者に送付する。

８　合格者の発表　合格者の受験番号は、平成23年11月11日（金）の官報において公告するほか、合格者本人に合格証書を送付する。

９　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。

⑵　試験の詳細については、受験申込書と同時に交付する受験案内に記載する。

⑶　平成23年東北地方太平洋沖地震の影響により、「１　試験地」等について、変更する場合があるため、留意すること。詳細は、試験センターホームページ（http://www.sharosi-siken.or.jp/）を参照すること。

第67回作業環境測定士試験の実施

作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第18条の規定に基づき、第67回作業環境測定士試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり公告する。

平成23年４月８日

厚生労働大臣　細川　律夫

１　試験の種類及び日時

⑴　第一種作業環境測定士試験

平成23年８月24日（水）午前10時から

平成23年８月25日（木）午前９時30分から

⑵　第二種作業環境測定士試験

平成23年８月24日（水）午前10時から

２　試験地　北海道、宮城県、千葉県、東京都、愛知県、兵庫県、広島県及び福岡県

３　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑵　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑶　学校教育法による大学（旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑷　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者で、その後５年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの